

Part 1 : Individuals

Part 1では、連邦個人所得税および連邦贈与税・相続税が出題される。

Study Unit 1-12 Federal Individual Income Tax (連邦個人所得税)		
SU1	Filing Requirements (申告義務) 1-1 Preliminary Work to Preparer Tax Returns (申告書作成のための準備) 1-2 Filing Status (申告資格) 1-3 Filing Requirements (申告義務) 1-4 Dependents (扶養家族) 1-5 Dependent's Unearned Income (扶養家族の不労所得) 1-6 Nonresident and Dual-Status Aliens (非居住外国人・二重資格を有する外国人)	p.3
SU2	Gross Income I (総所得) 2-1 Gross Income (総所得)	p.15
SU3	Gross Income II (総所得) 3-1 Interest Income (利子所得) 3-2 Income from Securities (配当所得) 3-3 Income in Respect of a Decedent (IRD) (故人に関連する所得)	p.21
SU4	Business Deductions (事業経費の控除) 4-1 Business Expenses (事業経費) 4-2 Business Meals (飲食費)	p.29
SU5	Above the Line Deductions and Losses (調整総所得前控除および損失) 5-1 Educator Expenses (教育者費用) 5-2 Health Savings Account (医療費貯蓄口座) 5-3 Self-Employment Deductions (自営業者の控除) 5-4 Alimony (支払離婚扶助手当) 5-5 Retirement Savings (IRA) Contributions (個人退職年金口座) 5-6 Higher Education Deductions (教育関連控除) 5-7 Other Above the Line Deductions (その他の調整総所得前控除) 5-8 Loss Limitations (損失控除の制限)	p.35
SU6	Itemized Deductions (項目別控除) 6-1 Medical Expenses (医療費) 6-2 Taxes (税金) 6-3 Interest Expenses (支払利息) 6-4 Charitable Contributions (慈善寄付金) 6-5 Personal Casualty Losses (災害損失) 6-6 Other Itemized Deductions (その他の項目別控除；雑控除)	p.47
SU7	QBI Deduction, AMT and Other Taxes (適格事業所得控除、代替ミニマム税、その他の税) 7-1 Qualified Business Income Deduction (QBID) (適格事業所得控除) 7-2 Alternative Minimum Tax (AMT) (代替ミニマム税) 7-3 Other Taxes (その他の税)	p.55
SU8	Tax Credits and Payments (税額控除、前払税金) 8-1 Tax Credits (税額控除) 8-2 Payments (前払税金等)	p.63
SU9	Property Transactions: Basis and Dispositions (資産取引：ベースと処分) 9-1 Cost Basis (購入により取得した資産)	p.71

SU9	9-2 Property Received by Gift (贈与により取得した資産) 9-3 Property Received for Services (役務提供の対価として受領した資産) 9-4 Inherited Property (相続により取得した資産) 9-5 Stock Dividends (株式配当) 9-6 Adjustments to Asset Basis (資産のベーススに対する調整) 9-7 Holding Period (HP) (資産の保有期間) 9-8 Capital Gains and Losses (キャピタル・ゲインおよびロス) 9-9 Capital Gains on Sales of Stock (株式の売却によるキャピタル・ゲイン) 9-10 Sections 1202 and 1244 Stock (適格中小企業株式)	
SU10	Related Parties, Business Property, and Installment Sales (関係者間取引、事業用資産、割賦販売) 10-1 Related Party Sales (関係者間取引) 10-2 Business Property (事業用資産) 10-3 Installment Sales (割賦販売)	p.81
SU11	Nonrecognition Property Transactions (非課税の資産取引) 11-1 Sale of a Principal Residence (個人の主たる住居の売却) 11-2 Like-Kind Exchanges (同種資産の交換)	p.87
SU12	Individual Retirement Accounts (個人退職年金口座) 12-1 IRAs Defined (個人退職年金口座とは) 12-2 Contributions (個人退職年金口座への積立て) 12-3 Penalties (個人退職年金口座に関する罰則金) 12-4 Roth IRAs (ロス個人退職年金口座) 12-5 Sec.529 Qualified Tuition Program (529 条適格授業料プログラム)	p.95
Study Unit 13-14 Federal Gift and Estate Tax (連邦贈与税・相続税)		
SU13	Gift Tax (贈与税)	p.103
SU14	Estate Tax (相続税)	p.109

まず、連邦個人所得税に関する問題を演習する。以下は所得税申告書の概要となるが全体像を確認しておこう。EA 試験では納税者の立場ではなく「申告書作成者」としての立場から問題を解く必要がある。

Form 1040 : U.S. Individual Income Tax Return

GROSS INCOME	総所得
– Above the Line Deductions	調整総所得前控除
= ADJUSTED GROSS INCOME	調整総所得
– Itemized Deductions or Standard Deduction	項目別控除または標準控除のいずれか大
– Qualified Business Income Deduction	適格事業所得控除
= TAXABLE INCOME	課税所得
× Tax Rate	適用税率
= INCOME TAX	所得税額
+ Alternative Minimum Tax / SE Tax / Other Taxes	代替ミニマム税・自営業者税その他の税
– Tax Credits / Payments	税額控除・前払税金等
= TAX LIABILITY OR REFUND	申告納税額または還付税額

(注) 各種フォーム(申告書およびその他の調書)は、IRS のホームページにてダウンロードできる。EA 試験は四択問題のみであるため、USCPA 試験のように Form 1040 への入力問題は出題されないが、USCPA 試験では目にすることがなかったフォームの番号等が問題文に含まれていることがある。IRS のホームページにて具体的なフォームを参照するという少しの手間をかけると記憶に残りやすくなるかもしれない。なお、主要なフォームは、当レジュメ「巻末資料：関連フォーム集」に掲載している。

1

FILING REQUIREMENTS

計20問 | A7問 (35.0%) B11問 (55.0%) C2問 (10.0%)

GLEIM Text p.32

1-1. Preliminary Work to Preparer Tax Returns (申告書作成のための準備)

1. Bランク★

出題トピック 納税者の基本情報

Answer (D) is correct.

当年度の申告書作成業務を効率的に行うために、納税者から下記を入手する。

① 納税者の過年度の申告書を入手する。

過年度の申告書をレビューすることで、当年度の申告における重要な変更点 (significant changes) を把握することができる。重要な変更点がない場合には、過年度と類似した所得税額となると予想できる。これにより大きな計算ミス (gross mathematical errors) 等を避けられる。

また、納税者の過年度の申告書の正確性 (accuracy of the prior year's return) を確認することで、当年度の申告書を効率よく作成できる。※過年度の申告書において重大な誤りを発見した場合には、納税者に適切な対応 (例：修正申告) を助言しなければならない。

② 納税者の基本情報を入手する。

- ・ 生年月日 (date of birth) と 年齢 (age)
- ・ 婚姻状況 (marital status)
- ・ 扶養家族 (dependents) の有無
- ・ 国籍 (citizenship)
- ・ 米国滞在状況 (immigration status)

選択肢 (A) (B) (C) : すべて納税者から入手すべき情報である。

∴ 選択肢 (D) が正解となる。

納税者の申告書に含まれる納税者本人・配偶者・扶養家族について、各々の社会保障番号 (Social Security Number : SSN) が必要である。社会保障番号の取得資格がない外国人の場合には、個人納税者識別番号 (Individual Taxpayer Identification Number : ITIN) を申請し申告書に記入しなければならない。ITIN の申請は **Form W-7** (ITIN 申請書) を用いて行う。申告時まで養子とした子供が社会保障番号を得られない場合、養子手続過程の納税者識別番号 (Adoption Taxpayer Identification Number : ATIN) を申請し申告書に記入しなければならない。

③ 所得税申告 (総所得・所得控除・税額控除) に必要な書類を入手する。

例えば、**Form W-2** (給与所得の源泉徴収票)、**Form 1099-INT** (利子等の支払調書)、**Form 1099-DIV** (配当等の支払調書) などである。※必要書類リストは、巻末資料：関連フォーム集 (F-3ページ) に掲載している。

<補足> 外国金融口座および外国金融資産の報告義務

米国民・居住外国人は、銀行、証券会社、投資信託などの外国金融口座 (foreign financial accounts) を保有する場合、以下2種類の報告書を提出しなければならない。これを怠ると、高額な罰則金が課せられる。なお、虚偽の報告をした場合には、さらに刑事罰の対象となる可能性がある。この報告義務は、マネーロンダリングや違法行為、外国源泉所得の申告漏れなどを防ぐことを目的にしている。

① FinCEN Form 114 : Report of Foreign Bank & Financial Accounts (FBAR) 外国銀行及び金融口座報告書		
提出先	FinCEN	
提出期限	所得税申告書の提出期限と同じ。	
<p>米国人 (U.S. person=米国民・居住外国人、米国人・パートナーシップ・信託・遺産財団等)は、1 暦年のいずれかの時点において保有する米国外口座の合計残高が\$10,000を超えている場合、銀行機密保護法 (Bank Secrecy Act : BSA) に基づき、金融機関名や口座残高などの情報を FinCEN Form 114 : Report of Foreign Bank and Financial Accounts (FBAR) を用いて、財務省管轄の金融犯罪組織ネットワーク (Financial Crimes Enforcement Network : FinCEN) に翌年の4月15日までに報告しなければならない (所得税申告書の提出期限を延長した場合、延長後の期限までとなる)。</p> <p>※ “電子申告 (オンライン)” のみとなり、“口座保有者ごと” に報告が必要となる。</p> <p>所得税申告で夫婦合算申告 (MFJ) を用いる場合でも、夫婦別々に報告が必要となるが、全ての外国金融口座が夫婦共同名義の場合には例外的に片方が報告することが認められている。</p> <p>※外国金融口座の法的所有権を保有していなくても (つまり、口座の名義人でなくとも)、署名権 (signature authority) を有していれば、報告義務が生じる。例：会社役員として法人名義口座の署名権を持つ場合、法人口座についても、自身の FBAR で報告しなければならない。</p>		
② Form 8938 : Statement of Specified Foreign Financial Assets 特定外国金融資産報告書		
提出先	IRS	
提出期限	所得税申告書の提出期限と同じ (※申告書に添付)。	
<p>米国民・居住外国人は、報告対象となる米国外金融資産について、1 課税年度中のいずれかの時点における合計残高 (年間最高合計残高) または年度末における合計残高が下表の金額を超えている場合、Form 8938 : Statement of Specified Foreign Financial Assets を、Form 1040に添付し IRS に提出しなければならない。所得税の申告義務がなければ、Form 8938の提出は不要である。</p> <p>※夫婦合算申告 (MFJ) を用いる場合、下表の金額の2倍が基準となる。なお、夫婦合算申告の場合には、夫婦合算の Form 8938を提出すればよい。</p> <p>※上記 FBAR とは異なり、署名権のみを有する口座は含まれない。</p> <p>※上記 FBAR の外国銀行及び金融口座に追加して、外国法人の株式やパートナーシップの持分などの金融資産も含まれる。詳細は Form 8938 Instruction (http://www.irs.gov/pub/irs-pdf/i8938.pdf) を参照のこと (2024年4月現在)。</p>		
	年間最高 合計残高	年度末 合計残高
米国内在住者	\$75,000	\$50,000
米国在住者	\$300,000	\$200,000

GLEIM Text p.32

1-2. Filing Status (申告資格)

申告資格には5種類あり、課税年度末の時点（暦年課税年度採用の場合 12/31）で法的に結婚しているかどうかで、2つに大別される（※但し、配偶者の死亡年度の特例、みなし独身の特例あり）。申告資格に応じて、適用される税率表や標準控除額 (standard deduction) 等が異なる。

既婚者	Married Filing Jointly : MFJ / Joint Return (夫婦合算申告)	税率表 Y-1
	Married Filing Separately : MFS / Separate Return (夫婦個別申告)	税率表 Y-2
独身者	Qualifying Surviving Spouse / Qualifying Widow(er) (適格寡婦 (夫))	税率表 Y-1
	Head of Household : HOH (特定世帯主)	税率表 Z
	Single (単身者)	税率表 X

以下は、2023年度 連邦個人所得税の税率表である。

Tax rate	税率表 Y-1	税率表 Y-2
10%	\$ 0 – \$ 22,000	\$ 0 – \$ 11,000
12%	\$ 22,001 – \$ 89,450	\$ 11,001 – \$ 44,725
22%	\$ 89,451 – \$ 190,750	\$ 44,726 – \$ 95,375
24%	\$ 190,751 – \$ 364,200	\$ 95,376 – \$ 182,100
32%	\$ 364,201 – \$ 462,500	\$ 182,101 – \$ 231,250
35%	\$ 462,501 – \$ 693,750	\$ 231,251 – \$ 346,875
37%	\$ 693,750 over	\$ 346,875 over

Tax rate	税率表 Z	税率表 X
10%	\$ 0 – \$ 15,700	\$ 0 – \$ 11,000
12%	\$ 15,701 – \$ 59,850	\$ 11,001 – \$ 44,725
22%	\$ 59,851 – \$ 95,350	\$ 44,726 – \$ 95,375
24%	\$ 95,351 – \$ 182,100	\$ 95,376 – \$ 182,100
32%	\$ 182,101 – \$ 231,250	\$ 182,101 – \$ 231,250
35%	\$ 231,251 – \$ 578,100	\$ 231,251 – \$ 578,125
37%	\$ 578,100 over	\$ 578,125 over

2. A ランク★

出題トピック 申告資格の選択

Answer (D) is correct.

課税年度末（暦年課税年度採用の場合、12/31）の時点で法的に結婚している夫婦の場合には、MFJ または MFS のいずれかを選択できる。本問では、12/31の時点で法的別居 (legally separated) の状態にあり、夫婦のステータスを用いることはできない。扶養家族である子供（親族）がいないため、各自“Single（単身者）”として申告を行う。∴**選択肢 (D)** が正解となる。

選択肢 (A) (B)：12/31に法的に結婚している夫婦であれば、MFJ または MFS のいずれかを選択可。一般的には、MFJ を選択したほうが有利となる。

選択肢 (C)：扶養家族である子供（親族）がいないため、HOH には該当しない。

- ② 納税者は、課税年度の『半年』超の期間にわたり、扶養家族である『親族（3親等以内の親族 ※里子も含む）』と同居しており家計維持費の50%超を負担していること。

※ 扶養家族である親とは同居している必要はない。例えば、納税者とは同居しておらず老人ホームにいる親を扶養しているケースも、Head of Household に該当する。

※ 学校、休暇、入院などによる一時的な別居 (temporary absences) 期間については同居していたとして扱われる。

※ 既婚の子供 (married child) の場合、**納税者の扶養家族でなければならない。**

一方、**未婚の子供 (unmarried child) の場合、適格子供 (“qualifying child” : CARES) の要件を満たしていれば、納税者の扶養家族でなくても構わない。**例：数年前に離婚した母親が12歳の適格子供を養育している。母親は、父親から養育費を受領しているため、その子供を扶養家族として申告する権利を放棄した。元夫（父親）は“Single（単身者）”を用い、その子供を扶養家族として申告した（子供税額控除：child tax credit を用いた）。この状況であれば、母親は適格子供との“Head of Household”を選択できる。

3. B ランク★

出題トピック 特定世帯主（みなし独身）

Answer (C) is correct.

Head of Household は、以下の要件をすべて満たしている者が用いることができる申告資格。

- ① 納税者は、課税年度末の時点で独身（※「みなし独身」も含む）であり、Qualifying Surviving Spouse に該当しない。

※「みなし独身」規定とは、子供がいる納税者が、課税年度末の時点で法的には結婚している状態にあるにもかかわらず MFS を選択せざるを得ない状況にあり（配偶者から MFJ のための署名をもらえない状況にあり）、その配偶者と年度の後半6ヵ月間別居している場合、独身としてみなすという規定である。当規定は主に配偶者と別居中の母子（父子）家庭を想定したもので、その他の要件を満たしていれば Head of Household を用いることを認めている。

∴**選択肢 (C)** が正解となる。なお、上記「みなし独身」規定により、片方の配偶者が Head of Household を用いたケースにおいて、もう一方の配偶者は MFS を用いることになる。＜参考＞MFJ を用いる場合には、申告書上、夫婦2人の署名が必要である。なお、MFJ を用いた場合、未納税額等に対し夫婦が連帯責任を負う（但し、無責配偶者 (innocent spouse) 規定により連帯責任から救済されることもある）。

「家計維持費」に含まれるもの (食・住のみ)	含まれないもの (衣・その他)
固定資産税	衣料費
住宅ローンの借入利息	教育費
賃借料	医療費
水道光熱費	生命保険料
住宅の修繕維持費	交通費
住宅の保険料	休暇費用
食費	納税者・扶養家族による役務提供の価値

4. A ランク**出題トピック** 配偶者の死亡年度**Answer (D) is correct.**

配偶者の死亡年度は、特例として死亡した配偶者との MFJ を用いることができる。

∴**選択肢 (D)** が正解となる。

5. B ランク**出題トピック** 特定世帯主 (みなし独身)**Answer (A) is correct.**

「みなし独身」規定とは、子供がいる納税者が、課税年度末の時点において、法的には結婚している状態にあるにもかかわらず MFS を選択せざるを得ない状況にあり (配偶者から MFJ のためのサインをもらえない状況にあり)、その配偶者と年度の後半 6 ヶ月間別居している場合、独身としてみなすという規定である。

∴**選択肢 (A)** が正解となる。

6. A ランク**出題トピック** 特定世帯主 (同居の要件)**Answer (B) is correct.**

扶養家族である親とは同居している必要はない。問3の解説も参照のこと。

∴**選択肢 (B)** が正解となる。